

公調委平成30年（ゲ）第8号 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭
による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた頭痛，吐き気，めまい，血圧上昇（200mmHg），首・肩・背中・膝関節痛等，ふらつき，倦怠等の健康被害は，被申請人が運営する三重県四日市市〇〇△△所在のaがガス（塩素及びフッ素を含む。）を排出させたことによるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は，申請人が，その肩書住所地に所在する住居（以下「申請人宅」という。）に隣接する被申請人が運営している歯科医院の事業活動によって大気中に排出されるガスにより，申請人や近隣住民に健康被害が生じていると主張して，上記第1の1記載の原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人は，昭和41年12月頃から申請人宅に居住している。

イ 被申請人代表者は，平成19年××月××日，三重県四日市市〇〇△△において，aの名称で歯科医院を開設し，以後，aを運営している。

a の営業時間は、月曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日の午前8時30分から正午までと午後2時から7時までであり、火曜日、日曜日及び祝日は休診日である。

(2) 申請人宅と a の位置関係

申請人宅敷地南側と a 敷地北側とは接しており、a（建物）の北側側面には少なくとも9つの給気口や排気口がある（甲6，乙1～3〔枝番を含む。〕）。

2 当事者の主張

(1) 申請人の主張

ア 被申請人の加害行為

被申請人代表者は、aを一般住宅との条件で建築し、平成19年××月××日にaを開設して以来、a内で使用する薬品である、次亜塩素酸ナトリウムから発生する塩素やフッ化ナトリウムから発生するフッ素等を含むガスをガス洗浄・除去設備を設置することなく直接大気中に排出させている。

aから大気中に排出される黄色いガス状の物体（時と場合によって、黄色いガスの排気、黄色い液体の廃棄、黄色い霧状の排気がある。午後1時から夕方にかけて時々排出される。）は申請人宅の南側の窓を雨のしずくのように汚す。この汚れをpH測定紙で測定すると、pH値は2以下の強酸である。四日市市役所環境保全課の職員立会いの下、申請人宅の土壌を測定した際も、pH値は5.4～5.6の酸性であった。

イ 申請人に生じた健康被害

申請人は、aの排気口から排出されるガスを直接排気口から吸入すると、頭が痛く、ふらふらとして気持ちが悪くなり、赤紫、緑、青黄色等の虹色の小便をするほか、排気口から排出されるガスを直接吸入しなくても、頭痛、めまい、不眠、関節痛（肩甲骨、背中、腰）などの症状に苦しんで

いる。そこで、申請人は、精密検査や治療目的のほか、原因を究明するため b, c, d, e に通院し、現在も b に通院している。

また、申請人の妻である f も、平成 30 年 1 月まで体調不良のために 3 回 c に入院するに至っている。

ウ 加害行為と健康被害との間の因果関係

a から大気中に排出されるガスが申請人の健康被害の原因であることは、以下の事実からも明らかである。

(ア) 近隣住民、動植物の被害

a 近隣住民の健康被害

申請人宅の東隣の住宅の住人であった g は、h に 1 週間入院し、九州の実家で療養していたが、平成 30 年 5 月に死亡した。また、その東隣の住宅の住人である i は、a からの臭気が強かった平成 20 年頃、膝痛、腰痛のため 3 か月程度仕事を休むこととなった。

b 動物の被害

申請人が、申請人宅の玄関前に設置している水槽に、川で捕らえてきたフナ、ハヤ、モロコ各 5 匹を入れて飼育していたところ、全て尾が細くなって変形して死亡した。その後、同水槽に鯉の小魚を入れたが、数か月で死亡した。

c 植物の被害

a の開業と同時期に、a 周辺のススキや排気ダクトの前にある申請人宅の松の木 1 本が枯れ、その後、周辺の松の木 3 本や梅の木 2 本が枯れ、ツツジの木は新芽が潰れ黒く変色し、触ると衣服が黒く汚れるようになった。

申請人宅の庭に自生している水仙は花を付けず、赤いチューリップは球根が溶けるように細くなり発育不良の小さな白い花に変化したほか、庭の東側にある白い椿の花は満開を待たずに黄色くなり、汚れた

茶色に変化して地面に落下していくなど、植物にも異常が生じた。

(イ) 健康被害の根拠

塩素は大気汚染防止法施行令に定める特定有害物質であり、呼吸機能が影響を受けると心臓機能まで低下する物質である。申請人宅のフェンスの黄色い汚れは、aのダクトから排出された物質により化学反応を起こしたものであり、黄色い部分を平成30年1月に警察により調査したところ、ポリカーボネートの樹脂であった。ポリカーボネートに化学反応を示す物質は塩素しかない。

また、フッ素も特定有害物質であり、同様に排出された有毒なフッ素ガスが植物の新芽に被害を与えている。

(2) 被申請人の主張

ア 被申請人の加害行為について

(ア) 被申請人が行う診療の過程において次亜塩素酸ナトリウムを消毒に、フッ化ナトリウムを歯磨き粉に使用することは認める。当然ながら、それ自体、人体にとって有害ではない。加えて、被申請人が使用する次亜塩素酸ナトリウム及びフッ化ナトリウムは、安全性が担保され、使用量も微量にすぎず、次亜塩素酸ナトリウムから塩素が発生したり、フッ化ナトリウムからフッ素が発生することは、通常の診療過程において想定され得ない。また、被申請人が塩素やフッ素をそのまま使用することもない。

被申請人代表者は、aを医療施設として建築したが、「機械換気設備については、感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないようにすること」との医療法施行規則16条5号の規定については、aには感染症病室等が存在しないため、適用されない。

(イ) aにおけるダクトは、全ての部屋の空気を換気するため、配管と換

気扇等にのみつながっており、a内の空気は、そのままダクトから外に排出されている。つまり、a内部の空気とダクトから排出される空気とは同質である。

このため、仮にaのダクトから毒ガスが排出されているのであれば、真っ先にa内で長時間過ごしている被申請人の関係者に健康被害が発生するはずであるが、被申請人の関係者に健康被害が発生したことはないし、毒ガスと疑われるような異臭に気付いた者もない。

また、被申請人は、専門業者に依頼して、定期的に空調設備の点検・清掃をしており、これまでに何らかの異常が検知されたことはない。

イ 申請人に生じた健康被害については不知。

ウ 加害行為と健康被害との間の因果関係については、争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 申請人は、平成22年12月27日、四日市市に対し、aから排出する塩素系ガスに関する苦情の申出をした（平成31年3月6日受付の「職第1号証について」で始まる書面添付の平成23年1月14日付け健康総務課j作成に係る「相談確認・対応報告」と題する書面）。

四日市市職員は、平成23年2月9日、aを訪問し、薬品の使用状況を聞き取り、aで使用されている薬品は歯科診療所で一般的なものであり、使用方法も一般的なものであることを確認した。塩素ガスの発生可能性について、酸性物質と混ぜると塩素ガスが発生する薬品があるが、四日市市職員は被申請人代表者が使用方法を誤っていなかったことを確認した（平成31年3月6日受付の「職第1号証について」で始まる書面添付の「供覧・回覧日 23年2月16日」で始まる文書の平成23年2月9日の出来事）。

- (2) k株式会社四日市営業所社員は、平成23年6月14日、申請人に対し、平成22年9月3日に申請人から連絡を受けた申請人宅の浴槽湯沸かし器の漏電について、ボイラー本体の機器不良と判断し、配線の切り離しを実施し安全を確保した旨回答した（甲1）。
- (3) 被申請人は、平成26年××月××日、四日市市による5年に一度の定期的な立入検査において、X線漏えい検査を年2回実施すること、感染性廃棄物受託業者の許可証の写しを入手・確認すること、医療・医療機器・医薬品安全管理に係る研修を実施し、記録を保管することについての口頭指導を受けたが、文書指導は受けなかった（職1）。
- (4) 被申請人代表者は、平成19年××月××日以降、aを運営していたが、平成28年××月××日、医療法人である被申請人を設立した。被申請人は、同年××月××日、四日市市により法人開設に伴う立入検査を受けた。同検査の結果は、清潔保持等（診療所は清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。（感染性廃棄物の処理））、構造設備基準（診療所の構造設備について、換気等及び清潔その他衛生上遺憾のないよう必要な基準を厚生労働省令で定める。）、その他の構造設備基準（建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。）のいずれも適切とされた（職1）。
- (5) 四日市市保健所保健予防課及び衛生指導課並びに四日市市環境保全課は、平成29年11月6日、申請人に対し、申請人から相談を受けていたaの排気について、調査権限がなく、また、排気装置が必要であるとの規制もないことから、これ以上対応をとることはできないとの回答をした（甲8）。
- (6) 四日市市保健所保健予防課及び四日市市環境保全課は、平成30年5月23日付けで、申請人の質問状に対し、同年4月5日に申請人宅での土壌のpH値の測定に四日市市職員が立ち会ったところ、測定結果はpH約5.5だったと回答した（平成31年1月25日付け「被申請人の答弁書に対しての、

否認、反論」と題する書面添付の「4 参考資料」）。

- (7) a 外部の排気口・給気口の写真、内部の換気扇、排気口、給気口、ダクト、エアコンの写真によれば、排気口や給気口に異常は見られない（乙3）。また、aにおけるダクトは、全ての部屋の空気を換気するため、配管と換気扇等にのみつながっており、a内の空気はそのままダクトから外部に排出されているが、aにおいて歯科医療に従事している被申請人の関係者等に塩素やフッ素等を含むガスを原因とする健康被害が生じたことをうかがわせる事情もない（乙3、審問の全趣旨）。

2 被申請人の加害行為について

- (1) そもそも、被申請人代表者が被申請人を設立したのは平成28年××月××日であるから、それ以前のaにおける被申請人代表者の個人としての行為が、当然に医療法人である被申請人の加害行為になるというものではない。

その点は暫くおくとしても、前記認定事実(7)のとおり、a外部の排気口・給気口の写真、内部の換気扇、排気口、給気口、ダクト、エアコンの写真によれば、排気口や給気口には異常が見られないし、aのダクトからはa内の空気がそのまま外部に排気されているところ、申請人が主張するように、a内から健康被害をもたらすような人体に有害な塩素やフッ素等を含むガスが大気中に排出されているとするならば、当然aにおける医療従事者等に体調不良や健康被害が生じていてしかるべきであるのに、aの医療従事者等に塩素やフッ素等を含むガスの吸入を原因とする体調不良や健康被害が生じたことをうかがわせる事情もない。また、前記認定事実(1)、(3)及び(4)のとおり、四日市市職員が平成23年2月9日にaを訪問した際、特段の異常は見受けられなかったし、その後の四日市市による立入検査においても特段の異常は見受けられない。

そうすると、被申請人代表者が個人としてaを運営していた平成19年××月××日以降被申請人が医療法人として設立される前日の平成28年××

月××日までの間、あるいは被申請人が医療法人として設立された同月××日以降、被申請人代表者個人あるいは被申請人が、aの排気口から、次亜塩素酸ナトリウムから発生する塩素やフッ化ナトリウムから発生するフッ素等を含むガスを大気中に排出させているとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

- (2)ア これに対し、申請人は、aから大気中に排出される黄色いガス状の物体をpH測定紙で測定すると、pH値は2以下の強酸であり、四日市市役所環境保全課の職員立会いの下、土壌測定した際も、pH値は5.4～5.6の酸性であったと主張する。

確かに、前記認定事実(6)のとおり、平成30年4月5日に四日市市職員が立ち会ってされた申請人宅の土壌のpHの測定値が約5.5だったことが認められる。他方、申請人が依頼した株式会社1による申請人宅敷地内土壌の測定結果は、申請人によればアルカリ性であったというのであるから(甲10)、申請人による土壌の測定方法が適正であったかどうか疑問であるといわざるを得ない。

また、申請人によれば、黄色いガス状の物体は、時と場合によって、黄色いガスであったり液体であったり、霧状の排気があるというのであるが、仮にaにおいて恒常的に使用されている物質により黄色い物体の排出があるのであれば、ダクトから排出される黄色い物体がこのように時によって状態が変化するというのも不自然である。また、申請人宅の窓の汚れをpH測定紙で測定するとpH値は2以下の強酸であるというが、申請人提出に係る測定紙を撮影した写真(甲2の7枚目の中段の写真)を見ても、写真自体が不鮮明であり、測定紙による測定方法が適正であったかどうか不明である。

イ さらに、申請人は、近隣住民の健康被害、魚の尾の変形死や庭の植物の生育不全及び浴槽湯沸かし器からの漏電がaから排出された塩素やフッ素

等を含むガスによるものである旨主張し、魚や庭の植物（甲2）及び浴槽湯沸かし器の漏電の際の調査（甲1）の写真を提出する。

しかし、近隣住民の健康被害を的確に基礎付ける証拠は提出されていないし、仮に近隣住民が申請人の主張するような健康状態であったとしても、前示のとおり、aから塩素やフッ素等を含むガスが排出されているとは認められないし、近隣住民の健康状態の悪化がそれらの有害物質によるものであるのかも不明である。このことは、申請人宅の動植物の変形や生育不全等についても同様であり、実際にそのような事象が生じたとしても、様々な原因が考えられるのであって、aから排出される有害物質によるものであるとまでは認めることができない。さらに、浴槽湯沸かし器の漏電の原因については、前記認定事実(2)のとおり、k社員はボイラー本体の機器不良と判断しているのであって、甲1号証によっても漏電の原因が塩素やフッ素等を含むガスによるものであると認めることはできない。

ウ そうすると、申請人の主張及び申請人が提出した証拠によっても、被申請人が、医療法人として設立された平成28年××月××日以降、aの排気口から、次亜塩素酸ナトリウムから発生する塩素やフッ化ナトリウムから発生するフッ素等を含むガスを大気中に排出させているとは認められない。

なお、申請人は、平成23年2月9日、四日市市環境保全指導課（m, n, o）がaの設備等の調査を実施した際、aの医者及び医者の母は「以前は排出していましたが、今は排出していません」と明言したと記述し

（甲4〔2頁〕）、あたかも塩素系ガス等の排出を認めたかのような主張をする。しかしながら、被申請人は、審問期日においてそのような発言をしたことを否認するところであるし、前記認定事実(1)のとおりの日日の経過からすれば、申請人の主張するとおりのやりとりがあったとは認め難い上、そもそも被申請人が医療法人として登記される以前のことであるか

ら，上記認定を左右しない。

また，申請人は，被申請人が a を一般住宅との条件で建築したと主張し， a の建築工事中の表示についての写真を提出するが（甲 2）， a は平成 19 年××月××日新築で建物の種類を診療所として登記されているし（乙 2 の 2），上記説示したところによれば，当該主張は被申請人による塩素やフッ素等を含むガスの排出とは関連性を有しないというべきである。

(3) 以上によれば，被申請人の加害行為は認められないから，この点についての申請人の主張は理由がない。

3 申請人に生じた健康被害について

念のため，申請人の主張する健康被害について検討するに，申請人は，その主張に係る健康被害について診断書等の的確な証拠を提出していない（健康被害が生じていると主張している申請人の配偶者についても同様である。）から，健康被害の発生を認めることはできない。

したがって，健康被害をいう申請人の主張は理由がない。

4 結論

以上によれば，その余の点について判断するまでもなく，申請人の本件裁定申請は，理由がないから棄却することとし，主文のとおり裁定する。

令和元年 7 月 9 日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 吉 村 英 子

裁定委員 野 中 智 子